

# 危険物新聞

第 326 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川 井 清 治 郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 50円

## 大阪府危険物取扱者試験

### 2月22日(日)府大で

### 甲種と乙種第4類実施

大阪府では昭和55年度第3回目試験を、2月22日府立大学で実施する。

- 試験日 2月22日(日)
- 試験場 府立大学(高野線白鷺駅)
- 試験種類 甲種と乙種第4類
- 願書受付 2月5日、6日
- 受付場所 大阪府職員会館

受験準備講習は別掲のとおりであるが、今回も休日特別コースが設けられた。

## 次回は6,7月頃

大阪府昭和56年度第1回目危険物取扱者試験は、6月下旬か7月上旬頃、乙種第4類と丙種について実施される計画である。この場合、日曜コース準備講習が行われるので、希望者は早い目に電話で予約されたい。

## 春の全国火災予防運動

2月28日(土)～3月13日(金)

今年も空気が乾燥し、強風が吹くこの季節に、全国一斉火災予防運動が展開される。とくに前半は車両防火に重点がおかれ、各地で消防訓練や、危険物の街頭検査も行われる。

## スタンプ印による防火宣伝

泉佐野市消防本部では、署員の創意工夫によって本年度より署内見学者に対し、防火宣伝の一端として、つぎのような防火スタンプ印を作成玄関に用意し、見学記念に押印してもらうことにした。





# POWER!

YAMATO '81 心あつく パワーは未知へ

人は夢見、その実現のために限らない情熱をそそぐ。  
コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は大空に、  
大きな夢をはばたかせた。  
偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。  
YAMATOはいま、パワーを結集、  
「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー  
**ヤマト消火器株式会社**

本 社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL 06(976)0701・7701  
東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151  
北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山  
尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島



## 受験対策資料

## 乙種第4類もぎ問題

## 〔1〕基礎物理化学

問題1 物質の膨張について次のうち正しいものはどれか。

- (1) ガソリンの膨張率は空気の膨張率より大きい。
- (2) 空気の体積は圧力が一定のもとでは、温度が1℃上がるごとに0℃のときの体積に対して1/273ずつ膨張する。
- (3) 鉄の膨張率はガソリンの膨張率より大きい。
- (4) 空気の体積は温度が一定のもとでは、圧力が大きくなると膨張する。
- (5) 鉄の体膨張率は線膨張率の約 $\frac{1}{3}$ である。

問題2 次のうち化学変化はどれか。

- (1) ガソリンを配管で管送したら静電気が発生した。
- (2) ドライアイスを実験中に放置したら二酸化炭素ガスが発生した。
- (3) ニクロム線に電流を通ずると真赤になって発熱した。
- (4) 樟のうを放置しておいたら結晶がなくなった。
- (5) 炭酸水素ナトリウムを加熱したら二酸化炭素が発生した。

問題3 次の記述のうち( )の用語が正しいものはどれか。

- (1) 中和反応では水と(食塩)ができる。
- (2) 酸と塩基の反応を(酸化)反応という。

- (3) 水のpH値は(5以下)である。
- (4) 酸と塩基を反応させると(塩)と水ができる。
- (5) 中和反応でできた水溶液は(弱酸性)である。

問題4 30℃のナタネ油26gに156カロリーの熱量をあたえたら、ナタネ油の温度は何度になるか。ただし、ナタネ油の比熱は0.5cal/℃・gとする。

- (1) 22℃
- (2) 30℃
- (3) 37℃
- (4) 42℃
- (5) 50℃

問題5 次の現象のうち、熱の発生を伴わないものはどれか。

- (1) ガソリンが蒸発する。
- (2) 鉄が空気中でさびる。
- (3) 乾性油が空気中で酸化される。
- (4) 水蒸気が水になる。
- (5) 空気を圧縮する。

問題6 次のpH値を示す5種類の水溶液がある。このうち酸性で最も中性に近いものはどれか。

- (1) pH=4
- (2) pH=6
- (3) pH=8
- (4) pH=10
- (5) pH=12

問題7 引火点が42℃の可燃性液体の説明について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 液温が常温になると自から燃焼する。
- (2) 液温が42℃になると自から燃焼する。
- (3) 液温が42℃になると沸とうする。
- (4) 液温が42℃になると液表面近くに爆発限界の下限濃度の蒸気を発生する。
- (5) 液温が常温より42℃高くなると燃焼する。

問題8 電気火災に不適当な消火剤は次のうちどれか。

- (1) りん酸アンモニウムを主剤とした消火粉末
- (2) 一臭化一塩化メタン
- (3) エア・フォーム

## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック  
泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社

三和商会

TEL 06 (443) 2456

(4) 二酸化炭素

(5) 霧状の強化液

問題 9 静電気について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 静電気は引火点の低いものほど発生しやすい。
- (2) 静電気を除去するには湿度を高めた方がよい。
- (3) 静電気による火災時には、可燃物の種類に関係なく、電気火災用の消火剤を用いなければならない。
- (4) ガソリン等を管送するときは、静電気の発生を抑制するため、流速を大きくする。
- (5) 一般に電気の良導体は静電気を発生しやすい。

問題10 消火器、消火剤の維持管理等について適当でないものはどれか。

- (1) 化学泡の薬剤は 1～2 年で交換しなければならない。
- (2) たん白泡起泡剤は 3～5 年有効であるが、海水を使用することができない。
- (3) 二酸化炭素消火器は高温室や直射日光のあたる場所を避けて保管した方がよい。
- (4) ハロゲン化物消火器は内圧の低下に注意しなければならない。
- (5) 化学泡消火器の薬剤は、5℃以下では発泡率が低下するので、冷寒地には適当でない。

〔2〕危険物各論（4類）

問題11 各類ごとの共通特性として、次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 第 2 類及び第 5 類はいずれも可燃性である。
- (2) 第 4 類及び第 6 類はいずれも液体である。
- (3) 第 3 類及び第 6 類はいずれも水と作用すると発熱する。
- (4) 第 1 類及び第 6 類はいずれも酸素を含有する。
- (5) 第 2 類及び第 3 類はいずれも無機物である。

問題12 次の危険物とそれに適した消火剤との組合せで不適当なものはどれか。

- (1) トルオール——ケミカルフォーム
- (2) エチルアルコール——たん白泡
- (3) メチルエチルケトン——水溶性液体用泡
- (4) 灯 油——二酸化炭素
- (5) 酸化プロピレン——消火粉末

問題13 (イ)アセトアルデヒド、(ロ)テレピン油、(ハ)メチルアルコール、(ニ)ベンゾールの引火点の高低の順位で正しいものはどれか。

引 火 点  
(低) ←————→ (高)

- |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (イ) | (ロ) | (ハ) | (ニ) |
| (2) | (ロ) | (ハ) | (ニ) | (イ) |
| (3) | (ニ) | (イ) | (ロ) | (ハ) |
| (4) | (イ) | (ニ) | (ハ) | (ロ) |
| (5) | (ハ) | (イ) | (ニ) | (ロ) |

問題14 次の危険物のうち、水より軽く、水と自由に混合するものはいくつあるか。

メチルアルコール、トルオール、クロルベンゾール、メチルエチルケトン、ピリジン、氷さく酸、二硫化炭素、アセトン、きり油

- (1) 2つ (2) 3つ (3) 4つ (4) 5つ
- (5) 6つ

問題15 自動車用ガソリンについて、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 多くの炭化水素の混合物である。
- (2) 引火点は約-20℃～-40℃である。
- (3) 爆発限界は1.4%～7.6%である。
- (4) 蒸気密度は空気=1とした場合約3～4である。
- (5) 電気の良導体であるから静電気が発生しやすい。

問題16 「比重 0.79、引火点12℃、着火温度 368℃、爆発限界 3.3%～19%で、水とは任意の割合で混和する」この物質は次のうちどれか。

- (1) ソルベントナフサ (2) アセトアルデヒド

消防機器の  
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

**モリタ 森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区小路東5-5-20  
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

- (3) エチルアルコール (4) 酸化プロピレン  
(5) キシロール

問題17 二硫化炭素、エーテル、メチルアルコールの着火温度の高低について、正しいものはどれか。

(着火温度)  
低 ← ————— → 高

- (1) 二硫化炭素—メチルアルコール—エーテル  
(2) 二硫化炭素—エーテル—メチルアルコール  
(3) メチルアルコール—エーテル—二硫化炭素  
(4) エーテル—メチルアルコール—二硫化炭素  
(5) エーテル—二硫化炭素—メチルアルコール

問題18 エーテルについて、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 無色透明の液体である。  
(2) その蒸気は空気より重く麻酔性が大きい。  
(3) 揮発性は大きく、引火性も極めて大きい。  
(4) 比重は水より大きく、水にはほとんど溶けない。  
(5) 直射日光に長時間さらすと危険性が增大する。

問題19 植物油について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 精製したものは淡色透明の液体である。  
(2) 引火点は200℃～300℃で引火危険性は小さい。  
(3) 水に不溶で石油ベンジンには溶ける。  
(4) ヨウ素価90以下のものを乾性油といい、自然発火しやすい。  
(5) 乾性油にはあまに油、きり油がある。

問題20 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) ベンゾールの蒸気は毒性が強い。  
(2) アセトンの着火温度は約90℃である。  
(3) さく酸エチルはさく酸とエチルアルコールが化合したものである。  
(4) キシロールにはオルト、メタ、パラの異性体がある。  
(5) トルオールの引火点は0℃以上である。

### 〔3〕危険物関係法令

問題21 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 危険物は、品名ごとに指定数量が定められている。  
(2) 危険物は石油類、火薬類、高压ガス类等6種類に類別される。  
(3) 危険物は第1、第2、第3、第4石油類に類別される。  
(4) 石油類の指定数量は、引火危険性の大きいものほど大きい。  
(5) 危険物は、液体、固体により甲種危険物と乙種危険物に区分される。

問題22 危険物製造所等の仮使用について正しいものはどれか。

- (1) 指定数量以上の危険物を10日以内仮に貯蔵する場合に消防長又は消防署長の仮使用承認をうける。  
(2) 屋外タンク貯蔵所の設置許可をうけ完成したが完成検査前に使用する場合に仮使用の承認をうける。  
(3) 一般取扱所で危険物取扱者が不在のとき、危険物を取扱う場合に仮使用の承認をうける。  
(4) 給油取扱所で設備の変更工事をするため使用できないから、工事期間中隣接地で仮営業する場合に仮使用の承認をうける。  
(5) 製造所の一部を変更する許可をうけ、工事をはじめたが、変更工事部分以外を使用する場合に仮使用の承認をうける。

問題23 次の記述のうち正しいものはどれか。

- (1) 指定数量未満の危険物を貯蔵取扱う場合は、市町村条例の規制をうける。  
(2) 指定数量の10倍未満の危険物を取扱う場合は、消防法の適用をうけない。  
(3) 指定数量以上の危険物を10日以内貯蔵する場合は消防法の規制をうけない。  
(4) 指定数量以上の危険物を航空機や船舶で運搬するときは、危険物の規制に関する政令で規制される。  
(5) 指定数量未満の危険物を製造所で取扱う場合は、誰れでも取扱うことができる。

問題24 200ℓ入の重油のドラムかん20本と20ℓ入の軽油の携行かん55本を倉庫に貯蔵している場合、20ℓ入のガソリンの携行かんをあと何本貯蔵すると指定数量の10倍になるか。次のうち正しいものを選び。

- (1) 10本 (2) 20本 (3) 29本 (4) 35本 (5) 44本

問題25 手続きに関する記述で正しいものはどれか。

- (1) 製造所等の譲渡引渡をうけた者は、改めて設置許可をうけること。  
(2) 製造所等の位置、構造を変更しようとするときは、市町村長等の許可をうけること。  
(3) 危険物保安監督者を定めたときは、都道府県知事に届出ること。  
(4) 製造所等が完成したときは、消防長又は消防署長の検査をうけること。  
(5) 予防規程を作成したときは、製造所等の所有者又は管理者に届出ること。

問題26 ガソリンを貯蔵する屋外タンク貯蔵所について次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 直径30ミリメートル以上の通気管を設けること。  
(2) 防油堤の容量はタンク容量の100%以上とすること。  
(3) 地盤面に接する底板は、防食措置を施すこと。

(4) 学校からは 30メートル以上の保安距離をとること。

(5) 外部には、さび止塗装をすること。

問題27 次の製造所等のうち、保安監督者を定めなければならないものはどれか。

- (1) 軽油12,000リットルを貯蔵する屋外タンク貯蔵所
- (2) ガソリンを移送する移動タンク貯蔵所
- (3) 灯油1,000リットルを貯蔵する屋外貯蔵所
- (4) あまに油 4,000 リットルを貯蔵する屋内タンク貯蔵所
- (5) 重油50,000リットルを貯蔵する地下タンク貯蔵所

問題28 次のうちで指定数量の倍数の最も大きいものはどれか。

- (1) ガソリン50リットルと灯油600リットル
- (2) 灯油800リットルと軽油1,200リットル
- (3) アルコール50リットルと重油1,000リットル
- (4) 動植物油類1,500リットルとギヤー油1,500リットル
- (5) 第3石油類1,000リットルと第4石油類1,500リットル

問題29 危険物取扱者免状について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 丙種免状は第4類の乙種危険物を取扱うことのできる資格である。
- (2) 免状の交付をうけると、いかなる理由があっても返納を命ぜられることはない。
- (3) 本籍地を変更したときは、居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事に書換えの申請をする。
- (4) 居住地を変更したときは、居住地を管轄する市町村長に書換えを申請する。
- (5) 免状を亡失し、再交付をうけたが、亡失した免状が発見されたときは、1ヶ月以内に、再交付をうけた都道府県知事に提出する。

問題30 ガソリン6,000ℓ、灯油2,000ℓ、軽油3,000ℓを貯蔵する屋内貯蔵所について次のうち誤っているものはどれか。

- (1) この倉庫は品名を異にしているがいずれも第4類危険物であるから、消防法には違反しない。
- (2) この倉庫には避雷設備が必要である。
- (3) この倉庫の危険物に対する消火設備の所要単位数は70単位である。
- (4) この倉庫は敷地外の住居から10m以上離すこと。
- (5) この倉庫には第4種と第5種の消火設備を設けること。

問題31 次の表は製造所等の保安距離、空地及び最大数量の制限に関する規制の有無を示したものである。誤っているものはどれか。

区 分	保安距離規制		空地規制		最大貯蔵取扱	
	有	無	有	無	量制限の有	無
(1) 地下タンク貯蔵所	無	無	無	無	無	無
(2) 屋外貯蔵所	有	有	有	有	無	無
(3) 屋内タンク貯蔵所	無	無	無	無	有	有
(4) 一般取扱所	有	有	有	有	無	無
(5) 販売取扱所	無	無	無	無	無	無

問題32 次に掲げる製造所等のうち、小型消火器のみを設ければよいものはいくつあるか。

屋内タンク貯蔵所 屋内貯蔵所 第1種販売取扱所  
給油取扱所 移動タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所  
一般取扱所 製造所

- (1) 1つ (2) 2つ (3) 3つ (4) 4つ (5) 5つ

問題33 製造所等の位置、構造、設備について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 屋内貯蔵所は原則として平家建とし、建築面積は1500㎡以内とすること。
- (2) 地下タンク貯蔵所のタンク頂部は、0.3 m 以上地盤面から下にあること。
- (3) 第1種販売取扱所は建築物の1階か2階に設けること。
- (4) 給油取扱所は間口6 m以上、奥行10m以上の空地を保有すること。
- (5) 屋内タンク貯蔵所専用室出入口には、高さ0.2 m以上のしきいを設けること。

問題34 製造所等の消火設備、警報設備について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) たん白泡を放射するタンクに固定された消火設備は第2種消火設備である。
- (2) 泡を放射する小型消火器は第5種消火設備である。
- (3) 屋外消火栓設備は第1種消火設備である。
- (4) 拡声装置は警報設備である。
- (5) 乾燥砂は第5種消火設備である。

問題35 移動タンク貯蔵所によるガソリンの移送取扱について次のうち正しいものはいくつあるか。

- ア. 甲種危険物であるから、甲種危険物取扱者が同乗すること。
  - イ. 完成検査済証は移動タンク内に備えること。
  - ウ. 他のタンクへ注入するときは、移動タンクの原動機は注意して取扱うこと。
  - エ. 黄地黒文字で「危」と表示した標識を車両の前後に掲示すること。
  - オ. 第4種消火設備を設置すること。
  - カ. 他のタンクへ注入するときは車両を完全に絶縁すること。
- (1) 1つ (2) 2つ (3) 3つ (4) 4つ (5) 5つ

# 危険物施設の

# 位置、構造、設備の技術基準

(その11)

大阪市消防局予防部危険物課

## 5. 屋内貯蔵所の基準

### ス 第15号関係 (セルロイド類の貯蔵倉庫)

セルロイドは不良品にあっては100°C以下、良質のもので180°C位いで自然発火のおそれがある危険物であるためセルロイドの貯蔵倉庫は、特に温度管理が重要である。当該貯蔵倉庫内の昇温防止の設備として通風装置、冷房装置及び冷却散水設備等があるが、いずれの場合も貯蔵倉庫内の温度を測定する設備を設置し、温度管理を常に行わなければならない。また、常に品質管理も行いヒビ割れや変色したものにあっては、すみやかに処分しなければならない。

### セ 第2項関係 (屋内貯蔵所の特例)

指定数量の20倍以下の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う屋内貯蔵所又はアルカリ金属以外の過酸化物のうち自治省令で定める屋内貯蔵所の特例としてそれぞれ規則でそれらの位置、構造及び設備が定められている。

### ソ 規則第16条の2関係 (特定屋内貯蔵所の位置及び空地の特例)

一般の屋内貯蔵所は、政令第9条第1号に規定する保安距離の規制の適用を受けるが、この規制を全ての屋内貯蔵所に適用すると住宅の密集地には設けられないという不都合な面があるため、危険物の貯

蔵量を指定数量の20倍以下とし、又建物構造にあっては壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造、出入口は随時開けることができる自動閉鎖(ストッパーなしのドアーチェック)の甲種防火戸とし、窓を設けない密閉構造とした貯蔵庫にあっては、保安距離の規制の適用を受けない。

政令第10条第1項第2号に規定する保有空地についても、当該貯蔵庫内で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量が指定数量の5倍をこえるときは、1メートルの幅の空地を保有することで足りる。

(特定屋内貯蔵所の位置及び空地の特例)

第16条の2 指定数量の20倍以下の危険物の屋内貯蔵所に係る令第10条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の屋内貯蔵所のうち、その貯蔵倉庫(令第10条第1項第2号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第1号の規定は、適用しない。

- (1) 貯蔵倉庫の壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。
- (2) 貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。
- (3) 貯蔵倉庫には、窓を設けないこと。

3 前項の屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の周囲には、その貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量が指定数量の5倍をこえるときは、1メートル以上の幅の空地を保有しなければならない。

### タ 規則第16条の3関係 (指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例)

過酸化物のうち規則別表第1の4の品目で同表の含有率以上含有するもの(指定過酸化物)は、爆発性が強いためこの屋内貯蔵所の保安距離、保有空地

## 空調設備機器製造・販売

- オイルタンク用液面計
- 遠隔式警報ユニット液面計
- 各種液体タンク用液面計
- フロートスイッチ・微圧スイッチ
- タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

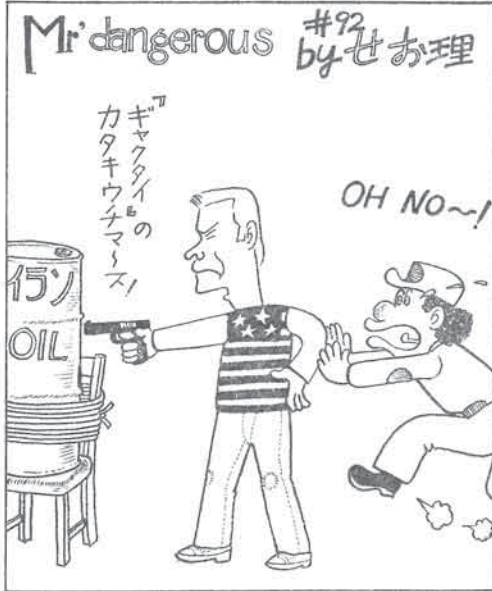
# GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

## 株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

及び建物構造の規制が強化されている。



(指定過酸化物)

第16条の3 令第10条第2項のアルカリ金属以外の過酸化物のうち自治省令で定めるものは、別表第1の4の品目の欄に掲げる物質を同表の含有率の欄に掲げる比率以上含有する物（以下「指定過酸化物」という。）とする。

別表第1の4 (第16条の3関係)

品 目	含有率 (%)	
ジイソプロピルパーオキシジカーボネート	60	
アセチルパーオキサイド	25	
ターシャリーブチルパーピバレート	75	
ターシャリーブチルパーオキシイソブチレート	75	
ベンゾイルパーオキサイド	水湿性のもの	80
	その他のもの	55
ターシャリーブチルパーアセテート	75	
こはく酸パーオキサイド	90	
メチルエチルケトンパーオキサイド	60	
ターシャリーブチルヒドロパーオキサイド	70	
メチルイソブチルケトンパーオキサイド	80	
シクロヘキサノンパーオキサイド	85	
ジターシャリーブチルパーオキシフタレート	60	
プロピオニルパーオキサイド	25	
パラクロロベンゾイルパーオキサイド	50	
2-4ジクロロベンゾイルパーオキサイド	50	
2-5ジメチルヘキサノール-2-5ジヒドロパーオキサイド	70	
ビスヒドロキシシクロヘキシルパーオキサイド	90	

ごあんない

- 危険物関係各種標識
- 消防関係各種標識
- 危、高圧ガス、毒等運搬標識
- 危険物関係各種申請、届様式
- 危険物関係各種点検記録表
- 防火対象物点検新様式

大阪市危険物安全協会 (531-5910)

## 防災設備機器で 未来をひらく 《技術のハツタ》

日本特許  
初田製

株式会社 **初田製作所**

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地  
〒573 TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社 / 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号  
〒555 TEL (06) 473-4871~4

堺出張所 / 堺市中之町東2丁目2番13号  
〒590 TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言 ●ハツタは安全をさらに追求いたします ●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします ●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

# 「消火器でない消火器」

## 失効消火器は取替えよう

「消火器でない消火器」という、ややこしい消火器がある。これを失効消火器という。

失効消火器とは、現行の消火器規格の技術基準に適合しない、いわゆる旧規格の消火器のことである。

消火器は、技術上の規格に合格して、はじめて消火器として発売され、設置されるが、その技術上の規格は、時代の交せんとともに改正されるので、現行の規格に適合しないものは、失効消火器となる。

しかし、失効消火器でも従来から設置されているものは一定の特例(猶予)期間をもうけて、その間は消火器として認められている。特例期間は、消火器の種類と製造時期により、3年、6年、9年、12年と異り、その期限がくると消火器でなくなるから、段階的に廃棄処分していくという方法がとられている。この期間を失効消火器の特例期間といい、特例期間の判定は、昭和52年3月1日より起算する。

そこで消火器の種類ごとの特例期間及び期限を表にまとめると次のようになる。

(表1) 酸アルカリ、強化液、化学泡消火器

製造時期等	期間	期限
昭和44年末までに製造されたもの	3年	55. 2. 29
昭和45年及び46年中に製造されたもので、検定マークの色が	黒色のもの	3年 55. 2. 29
	青色のもの	9年 61. 2. 28
昭和47年から48年末までに製造されたもの	9年	61. 2. 28
昭和49年及び昭和50年中に製造されたもので使用温度範囲の表示がないもの	9年	61. 2. 28

(表2) 水、二酸化炭素、ハロン、粉末消火器

製造時期等	期間	期限
昭和38年末までに製造されたもの	3年	55. 2. 29
昭和39年中に製造されたもの	□検マークのないもの	3年 55. 2. 28
	□検マークのあるもの	6年 58. 2. 28
昭和40年から昭和44年末までに製造されたもの	6年	58. 2. 28
昭和45年及び昭和46年中に製造されたもので、検定マークの色が	黒色のもの	6年 58. 2. 28
	青色のもの	12年 64. 2. 28
昭和47年から昭和48年末までに製造されたもの	12年	64. 2. 28
昭和49年及び昭和50年中に製造されたもので使用温度範囲の表示がないもの	12年	64. 2. 28

各社におかれても、危険物施設や防火対象物に設置されている消火器を、このポイントでもう一度見なおし、特例3年のものはすでに昨年2月で失効となっているから、即時廃棄して取替える必要があり、特例6年のものも、あと2年の猶予期間であるから、そろそろ計画的に取替への準備をしなければならない。

### <もぎ問題解答>

#### 〔1〕基礎物理化学


- 1—(2)    2—(5)    3—(4)    4—(4)    5—(1)
- 6—(2)    7—(4)    8—(3)    9—(2)    10—(2)

#### 〔2〕危険物各論(4類)

- 11—(2)    12—(2)    13—(4)    14—(3)    15—(5)
- 16—(3)    17—(5)    18—(4)    19—(4)    20—(2)

#### 〔3〕危険物関係法令

- 21—(1)    22—(5)    23—(1)    24—(3)    25—(2)
- 26—(2)    27—(1)    28—(2)    29—(3)    30—(3)
- 31—(6)    32—(4)    33—(5)    34—(1)    35—(2)




## 消防用設備

防災・設備・設計  
施工・保守・点検  
屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備

消火器具一式  
避難設備  
自動火災報知設備  
非常放送設備  
漏電警報器  
防災設備全般  
安全衛生保護具機器  
公害防止機器

**SAFETY AND FIRE ENGINEERING**



**株式会社 マルナカ**

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27  
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)

東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号  
TEL (03)944-0161(代)

神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19  
TEL (078)681-5771